

北上市告示乙第73号

北上市産業支援センター条例第13条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

北上市長 八重樫 浩文

- 1 利用料金制度を行う施設の名称  
北上市産業支援センター
- 2 指定管理者  
北上市相去町山田2番地18  
株式会社北上オフィスプラザ
- 3 利用料金の適用開始時期  
令和8年4月1日
- 4 承認する利用料金  
施設利用者に対して次の料金を適用する。

(2) 設備器具等使用料

区分	使用単位	使用料		
		市内	市外	
			測定指導なし	測定指導あり
三次元座標測定機	1時間	円 1,470	円 2,940	円 5,040
	1日	11,760	23,520	40,320

※利用料金は消費税を含む

備考 使用単位の区分は、次のとおりとする。

- (1) 1時間は、午前9時から午後9時までの間の1時間
- (2) 1日は、午前9時から午後9時まで
- (3) 夜間は、午後9時から翌日午前9時まで